

# リフォームプラン

令和5年4月3日現在

商品名	・〈ながしん〉リフォームプラン（しんきん保証基金保証付き）
ご利用いただける方	・満20歳以上で当金庫営業エリア内に居住または勤務されている方。 ・継続して安定した収入のある方。 ・ご本人持家またはその同居家族の持家で、ご本人自ら居住している方。 ・しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・自宅建物に住宅ローン以外に（根）抵当権の登記および差押等がない方。 ・お申し込みの際は、事前に審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
お使いみち	・住宅の増改築修繕、車庫、門・塀・生垣・造園工事、給排水設備工事などのリフォーム資金およびそれに伴う諸費用。 ・当金庫を含む金融機関・信販会社等の住宅ローン、リフォームローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）。 ・リフォームまたはリフォームローンの借換えと合わせた住宅ローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）。
ご融資限度額	・1,000万円以内（1万円単位）
ご融資期間	・15年以内
ご融資利率	[変動金利型] ・当初のご融資利率 ご融資利率は店頭でご確認ください。なお、利率は金利情勢などに依り変動します。 ・ご融資後の利率の見直し 毎年10月1日を見直し基準日とし、前回基準日との利率差だけ融資利率を変動します。新融資利率は、毎年12月の約定返済日の翌日から適用されます。
ご返済方法	・毎月元金または元利均等返済とし、ボーナス月増額（融資額の50%以内）返済もできます。 返済日は8日、18日、28日のいずれかとし、ご指定口座より自動引落しさせていただきます。
担保	・必要ありません。
保証人	・しんきん保証基金の保証につき保証人は必要ありません。
保証料	・保証料は金利に含まれます。
条件変更手数料	・詳しくは「各種手数料のご案内」をご覧ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-549-274）にお申し出ください。 紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。